

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和3年6月8日開催 主要行等]

### 1. 今事務年度のモニタリングのフィードバックについて

- 大手銀行グループに対しては、今事務年度も通年・専担検査の中で、各グループの重要な課題についてモニタリングしたほか、新型コロナウイルス感染症が拡大する中での金融仲介機能の発揮状況や、その基盤となる財務の健全性を把握する観点等から水平的レビューを実施した。
- 各グループにおかれては、金融仲介機能の発揮に尽力される中、新たなりモート環境でのモニタリングや、様々なレベルでの多くの有意義な議論にご協力いただき感謝申し上げます。
- 今事務年度のモニタリングにおいて把握された大手銀行グループにおける重要な課題としては、例えば、
  - ・ 海外拠点を含む IT ガバナンスやシステムリスク管理における適正なリソースの配置や部門間の必要な連携・牽制の確保。また、インシデント発生時における適切な顧客対応
  - ・ LBO ファイナンスといった（米国等と異なる事業慣行も踏まえた）本邦におけるノウハウ蓄積が今後進むと考えられる分野や、一般的に顧客情報の収集が困難な海外与信を含む、信用リスク管理の高度化
  - ・ グループ・グローバルベースでのリスクの的確な把握と管理態勢・ガバナンスの有効性確保といったものが挙げられる。
- 今後、モニタリング結果を取りまとめたフィードバックレターの交付・面談を行う予定であり、面談では、こうした課題にとどまらず、各グループの様々な重要課題について議論するので、よろしく願いしたい。

## 2. 政策保有株式について

- 政策保有株式の縮減計画の進捗状況について、令和3年3月期の各行の状況を見ると、各行とも概ね計画に沿った縮減が進められているものと承知している。
- 政策保有株式の縮減は、コーポレート・ガバナンスコードの要請はもとより、金融機関としての健全性の観点から、株価変動リスクを低減する意味においても当局として注視している。
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い顧客企業との対話が難しい面もあると聞くが、引き続き、政策保有株式の着実な縮減を進めていただきたい。

## 3. 経営者保証ガイドラインの取組みについて

- 6月3日、預金取扱金融機関を対象に実施した、「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則の適用開始等を受けた取組状況に関するアンケート」の調査結果を公表した。
- 今回のアンケートでは、個々の金融機関における取組に一定のばらつきがあることが改めて確認された。例えば、
  - ・ 顧客に対し、経営者保証を外すための具体的な目線を示す
  - ・ 代替手法の活用可能性を示す
  - ・ 前経営者及び後継者からの二重徴求について、本部が定期的にフォローするなどの組織的な態勢整備を行うといった点については、依然として課題を抱える金融機関が見られる。
- 各金融機関におかれては、今回のアンケート結果や他の金融機関の対応も参考としながら、改善すべき体制等がないか改めてご確認いただき、経営者保証に依存しない融資の一層の促進に努めていただきたい。
- 金融庁としても、今回のアンケート結果等を踏まえ、個別の金融機関の取組状況等をフォローするほか、引き続き、組織的な取組事例の収集・公表等を通じ、金融機関における経営者保証に依存しない融資等の一層の促

進を後押ししていきたい。

#### 4. 障がい者雇用の促進について

- 障がい者が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍することが普通の社会、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現は、今後とも重要であると認識している。
- この点、ご承知のように、障害者雇用促進法により、事業主は法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用することが義務付けられており、本年3月に民間企業の法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられている。
- また、事業主が障がい者の雇用にあたって特別な配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たせば当該子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして障がい者の雇用率を算定することができる特例子会社制度が設けられており、銀行グループの中には、こうした制度を活用し、特例子会社を設立しているグループもあると承知している。
- 今般、5月19日に銀行の子会社・兄弟会社の追加等を内容とする銀行法改正法が成立したところ、法改正への対応の一部として、今後の内閣府令の改正により、障害者雇用促進法に係る特例子会社が銀行業高度化等会社の1つの類型として追加される見込み。この特例子会社が行う業務に制限はなく、また、緩和された認可手続きにより、銀行・銀行持株会社グループ内に設立することができるようになる。
- わが国全体として「働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）」等に基づき、障がい者の在宅就業の推進を含む働き方改革の取組みを進めていることを踏まえ、各行におかれては、従業員の現在の働き方や業務内容を必ずしも固定的にとらえることなく、在宅就業の活用も含め、障がい者の雇用促進に取り組んでいただくことをお願いしたい。

#### 5. インターネットバンキングを使用した特殊詐欺の被害防止について

- 振り込め詐欺などの特殊詐欺やインターネットバンキングの不正送金な

どの被害防止について、これまでも各金融機関において様々な対策に取り組んでいただいております。感謝申し上げます。

- 今般、インターネットバンキングを使用した特殊詐欺被害が確認されたことから、預金者への注意喚起及び被害発生防止の取組強化をお願いしたい。
- 各行におかれては、こうした犯罪から預金者を保護するとともに、安全なインターネットバンキングサービス提供といった観点を踏まえ、預金者への啓発・注意喚起による被害防止や、新規口座開設時・インターネットバンキング契約時における不正検知、犯罪者による不正出金事例、不正利用される口座の特徴などを踏まえた取引モニタリングの高度化等について、いま一度ご検討をお願いしたい。

#### 6. 東京 2020 大会を見据えたサイバー攻撃対策の点検について

- 過去のオリパラ大会では多くのサイバー攻撃が発生。東京大会でも、大会関係者のみならず、金融機関も攻撃される可能性がある。
- 各金融機関においては、改めて、大会前に、安定的な金融サービス確保の観点から、外部委託先（ベンダー等）を含めたインシデント対応体制の確認や、監視態勢の強化をお願いしたい。

#### 7. 成年年齢引下げを見据えた取組みについて

- 令和4年4月の成年年齢引下げを見据え、令和3年度は関係省庁（消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁）が連携して、若年者に対する消費者教育の取組みを一層強化していく。
- 消費者教育の取組みにおいては、官民様々な関係者のご協力も不可欠であり、金融機関の皆様におかれても、情報発信のほか、若年者との契約を行う際に、若年者が契約の内容を適切に理解できるよう情報提供や確認を行うなど、若年者への配慮にご協力をお願いしたい。

## 8. 書面・押印・対面手続の見直しについて

(書面・押印・対面手続を求める規制について)

- 昨年12月、当局が金融機関等から受け付ける申請・届出等における押印等を不要とするための内閣府令・監督指針等の改正を行った。
- 今般、それらに加えて、民間同士の手続や当局が行う許認可等の通知等のうち、金融庁所管法令・監督指針等において書面・押印・対面を求めている手続について、必要な見直しを行うための市中協議を実施し、今月末の公布・施行を目指しているところ。

(金融庁電子申請・届出システムについて)

- 金融機関等から受け付ける申請・届出等について、今年3月末までにシステムの整備及び制度面での対応を行い、オンラインの提出が可能となるように進めた。今月末に運用を開始する予定であり、5月31日、金融庁HPに公表したところ。
- 各金融機関におかれては、ご利用に当たり、gBizIDが必要となるので、gBizIDのアカウントの取得をお願いしたい。また、オンライン化によりこれまでの事務フローが変わることもあり、金融庁、財務局と連携の上、準備を行っていただくようお願いしたい。

(注) 令和3年5月31日付で金融庁より各金融機関等に対して「金融庁電子申請・届出システムの利用開始に向けたご連絡」を发出しており、利用開始時期等を周知。

(国民の書面・押印・対面手続の見直し)

- 金融庁として、金融業界における書面・押印等の見直しの状況については継続してフォローしたいと考えており、皆様におかれても、昨年12月に検討会で取りまとめた論点整理や、法令等の見直しを踏まえ、引き続き、書面・押印等の見直しを進めていただくようお願いしたい。

## 9. サステナブルファイナンス有識者会議について

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、金融機関や金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要。そのための課題や対応策を検討するため2020年12月に有識者会議を設置し、議論を進めてきた。

- 2021年5月28日の会議において報告書（案）が示され、今後、企業開示の充実、市場機能の発揮のほか、金融機関における投融資先支援とシナリオ分析の活用を含めたリスク管理について、提言のとりまとめを予定。
- 金融庁において報告書の提言を踏まえた施策の具体化を検討していくので、引き続きご協力をお願いしたい。

## 10. G7の動向について

- これまではコロナの影響により、G7、G20といった国際会議もバーチャルで行われ、5月28日のG7財務大臣・中央銀行総裁会議はバーチャルであったものの、6月4日から5日にかけてはロンドンにてG7財務大臣会議が対面開催され、金融関係の議題についても議論された。5月、6月の会議を踏まえ、ロンドンでの会議終了後にはG7財務大臣中銀総裁の共同声明が発出された。
- G7議長国の英国は気候変動への対応を最重要課題の一つに掲げており、今回の会議でも、主要な議題の一つとして気候ファイナンスが取り上げられた。特に、気候関連開示は英国が非常に力を入れているテーマでもあり、声明でも多くの言及がなされている。
- 気候関連開示については、FSB傘下に設置された民間主導の組織であるTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が、2017年に企業が任意で利用する開示枠組みである「TCFD提言」を策定した。これは、気候変動が企業財務にもたらすリスクと機会を投資家に開示するため、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標、という4項目について開示するものであり、世界で広く用いられているところ。
- 今回の声明においては、G7各国の規制枠組みと統合的な形で、先ほど申し上げた「TCFD提言」の枠組みに基づく義務的な開示に向けて取り組むことを支持する合意があった。この合意は6月13日に公表されたG7首脳宣言にも盛り込まれている。日本としても、コーポレート・ガバナンスコードを改訂し、プライム市場の上場企業に対してTCFD提言等に基づく開示を求めることを予定しており、この点G7でも麻生大臣より紹介した。

- 更に、IFRS 財団傘下の国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によるサステナビリティ報告基準の策定作業についても、G7として歓迎した。具体的には後ほど申し上げる。
- また、国際的には気候変動にとどまらず、生物多様性損失など、より広く自然に関するリスクについても注目が集まりつつある。こうした流れの中、今回の共同声明では、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）設立への期待が示された。気候変動におけるTCFDのように、TNFDは自然リスクや機会に関する開示枠組みの策定を目指している。こうした議論はまだ始まったばかりであるものの、動きは非常に速いため、よく注視していく必要があると考えている。

#### 11. IFRS 財団によるサステナビリティ報告に係る市中協議結果のフィードバック文書及び新基準設定主体設置の定款改訂案の公表について

- 昨年来、国際会計基準（IFRS）の設定主体であるIFRS財団は、企業のサステナビリティに関する国際的な報告基準を策定すべく、新たな基準設定主体の設置に向けた取組みを進めている。
- そうした中、本年3月、IFRS財団は、新たな基準設定主体の戦略的方向性として、投資家の判断に重要な情報に焦点を当て、TCFD等の既存の枠組み・作業等をベースとし、まずは気候関連の報告に注力すること等を表明している。また、本年4月末には、新たな基準設定主体の構成等を定めた同財団の定款改訂案を公表、市中協議を開始したところ。
- 当庁としては、IFRS財団におけるサステナビリティ報告基準の策定に積極的に参画していく必要があると考えており、IFRS財団に対しては、全銀協を含む国内関係者と連携し、意見発信を行うなどの取組みを進めてきたところ。今回の定款改訂に関する市中協議に対しても、日本としてのワンボイスでの意見発信を考えており、今後ともご協力を賜れば幸い。

## 12. LIBOR からの移行について

- FSB は、6月2日に公表したステートメントにおいて、LIBOR への依存はグローバルな金融の安定性に明らかなリスクをもたらすとして、すべての市場参加者に対し、LIBOR の新規利用を実務上可能な限り速やかに、遅くとも関連する通貨の母国当局又は検討体が定めたタイムラインまでに停止するよう求めている。
- 本邦では、円建て LIBOR について、本年6月末までの新規利用の停止、本年9月末までの既存契約の顕著な削減、という本邦検討委員会の策定した移行計画に沿って対応いただいているところ。
- ドル、ポンド、ユーロ、スイスフランといった外貨建て LIBOR についても、各通貨の母国当局又は検討体が定めたタイムラインに沿って対応いただきたい。特にドル建て LIBOR については、世界中で頻繁に利用されており、また、本邦金融機関にとっても円建て LIBOR と同様に重要な指標であることから、米当局が発出したガイダンスに沿って、例外的な利用を除き、実務上可能な限り速やかに、遅くとも本年12月末までに、新規取引における利用を停止するようお願い申し上げます。

## 13. バーゼル委における暗号資産に係る議論について

- 6月4日、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）のウェブ会議が開催され、暗号資産エクスポージャーのプルデンシャルな取扱いに係る市中協議文書を今月中に公表することが承認された。
- 現時点で銀行の暗号資産に対するエクスポージャーは限定的だが、急速に進化している資産クラスであることもあり、将来に備えて様々なことを想定する必要がある。このような観点から、バーゼル委としては、基本的に保守的な取扱いを提案するものだが、暗号資産の分類方法、資本賦課の保守性の程度など、規制の具体化に当たっては多くの論点があることも確かである。
- このため、バーゼル委は、今後、市場や業界の意見を踏まえながら、さらに議論を深めることとしている。当庁としても、市中協議の機会を捉え、皆

様のご見解も伺いながら、こうした国際的な議論に関与していきたいと考えている。

(以 上)